

開催年月日	平成24年8月7日(火)
質問者	自民党・道民会議 船橋 利実 委員
答弁者	保健福祉部長 白川 賢一 医療政策局長 田中 宏之 地域福祉担当局長 内海 敏江 医療薬務課薬務担当課長 遠藤 隆司 障がい者保健福祉課長 梅井 治雄

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>一 計画停電について</b></p> <p>道内では、9月14日までの計画停電期間に入ったところであるが、幸いこれまでのところ、電力需給についてひっ迫した状況までには至っておらず、計画停電が実施されていない状況であります。</p> <p>道においては、万が一計画停電が実施された場合を想定し、様々な対応を行ってこられたものと承知しておりますが、現場や地域の実情を必ずしも把握しきれていなかったことから、先般の新聞報道にもありましたように、在宅の難病患者や重症心身障害を持つ方々から不安を訴える声が相次いでおります。</p> <p>また、人工呼吸器と在宅酸素濃縮器を使用している患者さんについては、計画停電期間前に必要な対応を行ってきているところでありますけれども、痰吸引器についても停電の際には、その対応に苦慮することが報道されるなど、新たな課題も生じているのではないかと考えます。</p> <p>実際、先日私も地元のALSの患者さんのところにお邪魔をして、「行政からの情報が十分に伝わってなかった」という状況や心配されている点等について、色々伺ってまいりました。</p> <p>その内容については、北見保健所の職員にも同行いただいて内容を確認していただいておりますから、道保健福祉部の皆さん方にも情報として伝えられていると思っておりますけれども、以下数点伺ってまいります。</p> <p><b>(一) 医療機器について</b></p> <p><b>1 停電の影響を受ける医療機器について</b></p> <p>道として、在宅の患者さんが使用しているいろいろな医療機器のうち、人工呼吸器と今ほど申し上げましたけれども、在宅酸素濃縮器以外で、停電の影響がある医療機器があると考えておられたのかお聞かせください。</p> <p>また、考えていたとするならば、これまで如何なる対応を行われ、今後、どのような対応をされているのかお聞かせください。</p>	<p><b>【医療薬務課薬務担当課長】</b></p> <p>停電の影響を受ける医療機器についてでございますが、在宅で療養されている患者さんの中には、人工呼吸器や酸素濃縮器といった生命維持装置のほか、痰吸引器など、停電の影響を受ける医療機器を使用している方もいらっしゃるということから、万が一、計画停電が実施された場合におけるこれらの機器の対応につきまして、医療機関、医療機器メーカー、訪問看護ステーション、市町村等に対し、必要な準備や支援を要請してきたところでございます。</p> <p>また、振興局や保健所に対し、痰吸引器を使用しております患者さんや家族などからの相談に備えるため、バッテリーが装着されている機器や手動式の機器などへの切り替えによる対応方法のほか、北海道電力における緊急対応用の小型発電機の貸し出し手順などについて、情報提供してきたところでございます。</p> <p>さらに、患者さんなどから不安を訴える相談が寄せられていることなどを踏まえまして、先般、在宅患者や家族に対し、計画停電が実施された場合の医療機器の対応方法や緊急時の連絡先等について、再度、周知を行うよう、保健所や医療機関、訪問看護ステーション等に通知したところであり、今後とも、こうした取り組みを徹底して参りたいと考えているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>2 計画停電が実施された場合の対応について</b>  医療機器の交換や外部バッテリーの設置については、医師の指示に基づくものであり、医療機器メーカーが対応すると聞いております。</p> <p>バッテリーが停電中に切れてしまうなど、緊急時においては、医療機関ときちんと連携がとれる体制となっているのか、また交換要員の派遣方法など、実際にはどのような仕組みで対応がなされるのかお尋ねをいたします。</p> <p><b>(二) 計画停電の除外医療機関について</b>  6月25日に、国から計画停電から除外される医療機関が示されましたが、実際には、その地域で救急医療を担っている医療機関が計画停電の対象となっているなど、地域の実態に即していないこともあることから、北海道医師会からは、函館・苫小牧の基幹病院を除外施設にするよう要請があったのをはじめ様々などからこれを問題視する声が道に押し上がっていると聞いておりますが、計画停電の期間に入り、道や北電に対し、どの様な問い合わせや相談等が寄せられたのかお聞かせいただきたいと思っておりますし、道としてはどのように対応をされ、その結果、どのように改善が図られていったのかお聞かせをいただきます。</p>	<p><b>【医療薬務課薬務担当課長】</b>  計画停電が実施された場合の対応についてですが、在宅で使用している医療機器のバッテリーに問題が生じるなど、緊急事態の発生に備え、道においては、医療機関に対しまして、医療機器メーカー等と十分な連携のもと、外部バッテリーの準備や、患者さんの状態に応じた一時入院の受入準備などの対応を求めますとともに、医療機器メーカー等に対しては、医療機関との十分な連携のもと、不具合が生じた際の適切な医療機器への切替えや外部バッテリーの貸与などにつきましては、要請してきたところでございます。</p> <p>また、患者や家族に対しまして、医療機関と医療機器メーカー双方の緊急連絡先が周知されており、緊急連絡がどちらに入っても、相互に連携が図られる体制となっているところでございます。</p> <p>このような中、緊急連絡が医療機器メーカー等に入った場合には、患者の居住地域を担当いたします職員が、直ちに患者宅に赴き、バッテリー交換などの対応を行うこととなっているところでございます。</p> <p><b>【医療薬務課薬務担当課長】</b>  計画停電の除外医療機関についてでございますが国においては、地域の医療提供体制にできる限り支障が生じることがないように、万が一、計画停電が実施されるような場合においても、救急医療や周産期医療を担う医療機関などを計画停電の対象から除外することとして、これらの医療機関リストを6月25日に公表したところでございます。しかしながら、委員ご指摘のとおり、北海道医師会などから、地域において多くの救急患者を受け入れている医療機関であっても、計画停電の除外となっていないところがあることなどから、こうした医療機関を追加するよう道に対し要請があったところでございます。</p> <p>また、道の相談窓口に対しましては、計画停電期間に入ってから、発電装置の容量が限られているので、救急患者への対応が困難であること、北海道電力に対しましては、手術日に計画停電となった場合、発電機を貸してほしいことの相談があったところでございます。こうしたことから、道においては、厚生労働省に対し、除外医療機関の追加を要請いたしますとともに、道と北海道電力の担当者がこうした医療機関に赴き、個々に事情を伺いながら、地元医師会とともに、万が一、停電があった場合の対応について協議してきたところでございます。</p> <p>この結果、停電時には、通電される医療機関で救急患者を受け入れるなど、地域の医療機関が相互に協力して対応することなどを申し合わせてきたところでございます。道としては、今後、冬場などにおいて、計画停電の除外医療機関が改めて設定される場合を想定し、国において、本道の実情が十分に考慮されるよう、引き続き働きかけてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) - (再) 計画停電の除外医療機関に関し、地域の意見について</p> <p>まあ、この点に関しましては、医療機関の皆さん方は、とりあえず、計画停電の区域に自分のところの医療機関が入っているということから北電さんの方に問い合わせをすると、北電さんの方では、「自分達としては、全く対応ができない。」ということになりまして、その旨を郡市医師会を通して道医師会等にですね、状況としてお伝えになって、そしてその上で、道側に要請活動がなされているということなんですけれども、この計画停電の除外施設にするかしないかという判断は、医療機関、あるいは福祉・介護施設に関しては、厚生労働省がその判断を行っていて、厚生労働省が行った基準に基づく判断したものについて、経産省にそれを伝えて、経産省側から電力事業者の方にその内容を伝えていくというやり方になっているというふうに聞きました。</p> <p>従って、電力事業者側の方はですね「自らは何もできない。」という状況だということもわかったわけでありまして、本州と違いましてね、北海道の方は停電になった時に医療機関同士で患者さんを動かすと言っても、距離的な問題があるわけですよ。</p> <p>今はまだ夏場ですからまだ良いですけれども、冬期間になった場合は、今度はその道路の問題だとかも当然でてくるわけですから、相当、本州とは事情が違うということは、今ほどの答弁の中にもですね、お答えになっておられますけれども、実際に道医師会等あるいはその医療機関等から要請として受けられたものを国に申し入れをされて、国の方はそのことについてどんな見解をもっているのか、もし現状で情報としてお持ちになっていることがあるのであればお聞かせいただけないでしょうか</p> <p>ここの委員会では直接的な所管ではないですからあまり詳しくは申し上げませんが、北電側の方から冬場の電力の供給についての情報が出てきておりまして、その内容からするとですね、40万キロワット級の中型の火力発電所一機分程度の電力が不足することが予想されるという現段階でのですね、情報が提供されているわけでありまして、なおかつ、その冬場の北海道の電力の需要と言うのは、夏場とは、相当違う事情となるということからいたしましても、電力の不足をする割合というものが、夏場の7%の節電を大幅に上回ってですね、10%台になる可能性も出てくるわけでありまして、そうすると、今度は計画停電がですね、実際に実行されるという可能性も極めて高いという事態になることが予想されるわけでありまして、今ほど、遠藤課長の方からお答えがありましたけれども、この、計画停電から除外をする施設の関係については、北海道の事情というものが反映されたものになるように、これはきちんと答えを出すべきものだと思いますので、部長はじめ、関係者の皆さま方にですね、私としては期待をしたいし、努力を求めておきたいと思っております。</p>	<p><b>【医療薬務課薬務担当課長】</b></p> <p>計画停電の除外医療機関に関し、地域の意見についてでございますが、この度も北海道医師会等から地域の事情を踏まえた、通電すべき医療機関についてのご意見がございまして、厚生労働省にもその追加を要請してきたところでございますけれども、厚生労働省としては、救急医療を担う観点等から今回決めたものであって、この夏に向けては、追加というのは大変難しいという話でございますけれども、道としては、この冬場に向けては、北海道の実情が生かされるよう、取り組んでいただくよう要望したところであり、そのことについては、厚生労働省としても、受け止めていただける旨の返事はいただいているところではございますが、具体的にはこれからしっかりと要請をしてまいりたいというふうに考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(三) 当事者への情報提供について</b></p> <p>難病患者や重症児など重い障害を抱えながら在宅生活を送る方々にとしまして、電気を使用する医療機械や福祉機器などは、安心した暮らしを続ける上で不可欠なものでありますし、今回の計画停電期間の設定により、大変多くの方々が不安を感じているとの報道がされているほか、当事者の方々からは、計画停電やその対応などに関する情報が十分、伝わってこないなどの声が上がっております。</p> <p>在宅の難病患者や重症心身障害を持つ方々に対し、在宅訪問看護ステーションに情報伝達等をゆだねているケースもあるというふう聞いておりますけれども、これまでどのような方法で、どのような内容の情報提供を行ってきたのかお聞かせいきたいと思います。</p> <p>また、こうした不安を払拭するとともに、万が一に備え、今一度、正確な情報が確実に当事者に伝わるような対応を検討すべきと考えますが見解をお聞かせください。</p> <p><b>(四) 在宅で生活する重症心身障害児者への対応について</b></p> <p><b>1 計画停電に備えた対策について</b></p> <p>在宅で生活する重症心身障害児者には自分で体温調節が困難な方もおり、エアコン等による室内の温度管理は熱中症対策を講ずる上でも大変重要であります。</p> <p>また、体位変換のためのエアマットは予備電源が使えないとのことであるし、医療機器への対応とは別に、対策を講じる必要があると考えますが、道の見解を伺います。</p>	<p><b>【医療政策局長】</b></p> <p>当事者への情報提供についてであります。道におきましては、本年6月14日と同日28日の2度にわたり医療機関、社会福祉施設、訪問看護ステーション、訪問・居宅介護事業所等に対し、計画停電の実施に備えた準備を要請致しますとともに、市町村や医療関係団体に対しても、在宅で医療機器を利用する方への必要な支援を依頼し、この旨、北海道難病連などの患者団体を通じて、各会員への周知を依頼したところでございます。</p> <p>また、6月28日には、痰吸引を実施する障害福祉サービス事業所に対し、障がい者やその家族と十分に話し合い、計画停電が実施されても必要な痰吸引の回数が確保されるよう必要な調整を要請したところでございます。</p> <p>さらに、7月30日には、委員ご指摘のように、計画停電の対象期間に入ってから、在宅患者やその家族などから計画停電に対する不安を訴える相談が寄せられましたことから、医療機関、訪問看護ステーション、訪問・居宅介護事業所及び市町村等に対し、計画停電が実施された場合における対応方法や緊急時の連絡先等につきまして、在宅患者やその家族に対し、再度、十分に説明するよう要請致しますとともに、振興局や保健所に対し、在宅患者から相談があった際や在宅難病患者への訪問指導の際には、十分な説明を行うよう通知したところでございます。</p> <p>また、併せて7月31日には、北海道難病連や日本ALS協会北海道支部、北海道重症心身障害児者を守る会などの当事者団体に対し、計画停電が実施された場合に備えた在宅患者等への対応につきまして、改めて、各会員への周知を依頼したところでございます。</p> <p>道としては、今後においても、道に寄せられた相談内容を踏まえながら、在宅患者等が不安を抱くことのないよう、引き続き、きめ細かな情報提供に努めてまいります。</p> <p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>計画停電に備えた対応についてであります。在宅で生活する重症心身障がいのある方々の中には、自ら体温調節を行うことや、体位の交換が困難であるため、エアコンを必要とする方や、「自動体位変換エアマット」等を市町村から給付されている方もいるところであります。</p> <p>これらの機器が計画停電により使用できない場合には、ヘルパー等の介護者による体温調節や体位交換など、人的な対応が必要となり、道では、市町村やサービス事業者に対し、利用者のニーズを把握した上での迅速な対応や、医療機関との連携及び熱中症の予防措置などの対応を求めてきたところでございますが、再度、事業者等に周知徹底するなどして、在宅で生活する重症心身障がいのある方々の健康に支障が生じないように、取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>2 障がい者の支援事業所について</b>  計画停電が実施された場合、緊急的に病院等へ搬送することが必要となることも想定されますが、この場合は通常の介護支援スタッフでは対応できない場合も考えられます。  こうしたことにも十分に対応できるよう、居宅介護事業所や相談支援事業所において、利用計画の変更が難しいケースでも実施内容で実績処理をするなど、本人の命を守ることを優先する観点からの柔軟な対応が求められますが、認識を伺います。</p> <p><b>3 総合的な体制づくりについて</b>  在宅で生活されている重度心身障害児者やその家族については、今回の計画停電に限らず、災害が発生したときの対応も含め、負担が大変大きいことから、医療機関による在宅医療器具利用者の対応だけではなく、医療と福祉の連携による在宅生活支援のための総合的な対応が求められております。  道としても、障がい福祉的な視点から、計画停電の実施に伴う課題を把握をされ、在宅の重度心身障害を持つ方々に対するきめ細やかな対応に結びつけていく必要があると考えるが部長の見解をお聞かせください。</p> <p>計画停電に関する問題に関しましては、今ほど部長のお答えをいただきましたけれども、患者さん側の方が、万が一の事態になったときに、連絡すべきところに連絡をしたんだけど、例えば連絡がうまくつかなかった。そうするとその次連絡すべきところに連絡したんだけど、今度はその2番目に連絡したところが一番はじめに連絡するところとうまくつながるかどうかということなども実際にはある。それから、関係機関の連携ということもおっしゃっているが、例えばサービスを提供しておられる事業所などにおいて、どの程度最悪の事態を想定した、いわゆる人員の体制だとか、実際の想定したトレーニングなどが行われているかということについては、現状ではたぶん把握をされていないと思います。それは当然、市町村と医療機関とサービス提供をされている事業所などとの連携の部分でも同様のことでありますから、やはり今ほど、道として、いろんな情報を提供していきますとのお話がありましたから、その情報提供の仕方によっては、まず、この計画停電の期間の中でも、本当に十分な対応が可</p>	<p><b>【地域福祉担当局長】</b>  支援事業所の対応についてであります。障害福祉サービスの提供に当たりましては、あらかじめ個別支援計画を作成することとしておりまして、道といたしましては、万が一の計画停電に備え、利用者のニーズを適切に把握した上で、サービス提供に変更を必要とする場合は、迅速に対応するよう居宅介護事業所等に通知したところでございます。  また、この計画に位置づけられていない通院等介助や2人での介護など緊急的に必要とする場合におきましても、すみやかにサービスを提供した上で、計画を変更するなど、利用者の支援に支障が生じないよう柔軟な対応が必要と考えており、改めて本取り扱いについて市町村や関係事業所に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>  在宅で生活する方々への支援についてでございますが、道では、これまで、障がいのある方々の暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が進めます相談支援体制の確保や地域ネットワークづくりに対しまして地域づくりコーディネーターが助言するなどしてその取り組みを支援してきたところでございます。  こうした中、特に、重症心身障がいのある方々は、生活環境の急激な変化に対応することが難しく、一人ひとりきめ細やかな配慮が必要なことから、この度の計画停電に備えた対応として、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所などに対し、計画停電に関する情報提供や個々の障がいに応じた対応についての働きかけを行ってきたところでございます。  道としましては、引き続き、こうした方々の抱える様々な不安の解消を図りますため、関係団体からのご意見も伺いながら、計画停電の実施に伴う課題などの更なる把握を行い、具体的な対処方法等につきまして市町村にお示しするなどして地域において医療と福祉が連携し、重症心身障がいのある方々一人ひとりの状態に応じた支援が確保されるよう努めてまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>能かどうかということをチェックしてもらおうという ようなことも、取り組みとしてやっていただく必要 性があると思いますので、ただ単に情報を提供す る、提供するというだけではなくて、提供した 情報に基づいて、各関係機関の皆さん方がどうい う対応をされたかということについて、或いはどうい う対応をするか考えていることについても、道側 の方にもきちんとフィードバックされてくるというよ うな対応にさせていただく方がより良いのではないか と考えておりますので、そうした対応について求め させていただきます。</p> <p><b>二 北海道病院事業改革プランの見直しについて</b> 次に、北海道病院事業改革プランの見直しに関 してお尋ねして参りますが、先月、当委員会に報 告があったとおり、6月29日に「新たな北海道 病院事業改革プランの策定に関する検討委員会」 から道に対する意見書の提出があり、今後、道と して、地域説明会やパブコメを経て、次期「北海 道病院事業改革プラン」の策定を進めて行くもの と承知しておりますけれども、以下、何点かお聞 かせいただきたいと思ひます。</p> <p><b>(一) 経営形態の見直しについて</b> <b>1 独立行政法人に移行することのメリットに ついて</b> まず、経営形態の見直しについてということ で、独立行政法人に移行することのメリットであ りますが、検討委員会からは、道立病院の今後の 経営形態について、一般地方独立行政法人への移 行を検討することが望ましいという意見が出され たところでありますが、道として、一般地方独立 行政法人への移行にはどのようなメリットがある と考えておられるのかお聞かせください。</p> <p><b>2 人材の確保について</b> 独法化のメリットの一つに、自律的な病院運営 の確保や経営責任の明確化が図られることなどが 挙げられておりますが、このことは独法化した場 合、今までと比較すると病院長の責任が非常に重 くなるということであり、その重責を担うだけの 適任者が得られるのかどうか疑問であります。 また、看護師などのコメディカルにとっても、 給与体系や福利厚生などの労働条件が変わる可 能性もあります。 このようなことが想定される中、仮に独法化を 進めた場合、医師やコメディカルの確保は可能と 考えておられるのかお尋ねします。</p>	<p><b>【道立病院室参事】</b> 独法化のメリットについてでございますが、道 立病院の経営形態の見直しにつきましては、検討 委員会から、人事・予算に関する権限が専任の事 業管理者に付与され、財務等に関して柔軟・迅速 な対応ができ、自律的な病院運営の確保と経営責 任の明確化が図られる一般地方独立行政法人への 移行を検討することが望ましいとの意見が出され たところでございます。 こうした独法化に係る意見につきましては、検 討委員会におきまして、他の都府県の状況や医療 経営コンサルタントの報告などを参考として取り まとめられたものと承知しておりますが、今後、 道といたしましては、道立病院運営上の課題解消 の観点から、独法化をはじめとする経営形態につ いて、詳細な検討を行っていかねばならない ものと考えているところでございます。</p> <p><b>【道立病院室長】</b> 人材の確保についてでございますが、外部の有 識者による検討委員会からの意見においては、独 法化した場合、法人が安定的に運営され、経営改 善を達成するためには、医師の確保などにおいて 医育大学の協力が不可欠であることや、病院職員 に対し、経営形態の変更について十分に説明し、 理解を得ることなどの留意事項が付されていると ころでございます。 道立病院が地域において必要な医療機能を発揮 するためには、職員が意欲を持ち働ける環境づく りとともに、中心的な役割を担う医師を安定的に 確保することが重要でありますことから、道とし ては、今後、経営形態の見直しに当たっては、十 分に札幌医科大学をはじめ医育大学と協議を行 っていくとともに、看護師など、病院職員の理解 を得る必要があると考えているところでございま す。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>3 独法化の検討に向けた今後の取り組みについて</b></p> <p>道立病院の独法化に関しましては、先ほどお尋ねしました人材の確保以外にも様々な問題が想定されておりますことから、私としては、果たしてうまくいくのかどうか、というよりも現実的な選択であるのかどうかということについて疑問を感じております。</p> <p>まずは、独法化した場合に、道立病院が地域において医療機能を十分に発揮し、その役割を果たしていく上で、どのようなメリットがあるのかを様々な観点から整理した上で、慎重に検討していくべきと考えますが、部長の所見についてお尋ねいたします。</p> <p>独法化をしても赤字がなくなるわけではないということでありますから、その経営責任だけを問われる立場になる皆さん方は相当なご苦労があるのではないかと思いますというふうに思う訳でありますけども、私はですね、以前から道立病院の今後の運営形態の一つの選択肢としては、札幌医科大学の付属病院化というものも、提言として保健福祉部の皆さん方にはお話しをさせていただいてるものがたびたびあるはずでありまして、この病院だけの独法化ということとはですね、非常にメリットとして挙げられているものがありますけれども、実際にはそれをメリットと感じられる皆さん方は、私はほとんどいないという状況からすればですね、一番大事な医育大学との協力ということなどもあることからすれば、そうした選択肢もですね、視野に入れながら私は考えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、このことについては部としての検討をいただきたいというふうに申し上げておきます。</p> <p><b>(二) 地域医療再生計画との関係について</b></p> <p><b>1 再生計画に位置づけている道立病院について</b></p> <p>次に、地域医療再生計画との関係についてお尋ねして参りますが、道では地域医療再生計画において、地域における医療課題の解決に向けて取り組んできているものと承知をしておりますが、現在、この再生計画に位置づけている道立病院とその内容についてお聞かせください。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>経営形態の見直しについてでございますが、道におきましては、外部の有識者による検討委員会からの意見をもとに、各道立病院が求められる医療機能を継続して発揮することができるよう、医師等医療技術者の確保、病院経営に関する権限と責任の所在、事務職員の育成と確保、迅速性・柔軟性のある会計制度といった運営上の課題の解消に向けまして、現在、経営形態の見直しについて検討しているところでございます。</p> <p>今後、経営形態の見直し検討を進めるに当たりましては、様々な角度から形態別の比較を行った上で、それぞれのメリットや課題を明らかにしながら、地元自治体等からの意見を伺いますとともに、喫緊の課題となっております安定的な医師確保に向け、札幌医科大学をはじめ医育大学と十分な協議を行うなどいたしまして、次期プランの策定にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p><b>【道立病院室参事】</b></p> <p>地域医療再生計画についてでございますが、平成21年度に策定いたしました南檜山及び北網第二次医療圏における医療課題を解決するための計画では、道立江差病院及び道立北見病院に係る事業が、平成23年度に策定いたしましたオホーツク第三次医療圏における医療課題を解決するための計画では、道立向陽ヶ丘病院に係る事業がそれぞれ位置づけられているところでございます。</p> <p>具体的には、地域センター病院である道立江差病院について、総合内科医の養成派遣や電子カルテシステムの導入によるITネットワークの整備、分娩再開に向けた周産期医療確保対策に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、急性心筋梗塞等に係る救急・急性期医療を担っている道立北見病院について、循環器・呼吸器診療機能を充実強化するための増築整備などを行うこととしていただいております。</p> <p>さらに、圏域における精神科医療の中心的な役割を担う道立向陽ヶ丘病院について、改築整備を行い、精神科救急や身体合併症を有する患者の診</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>2 再生計画と病院事業改革プランの整合性について</b></p> <p>今の答弁によりますと、道立江差病院、向陽ヶ丘病院、道立北見病院の3カ所であるということでありまして、今後、策定する新たな改革プランの内容によりましては、再生計画も見直しが必要になってくるケースもあると考えますが、どのように対応をされるのか、所見を伺います。</p>	<p>療体制の充実を図ることとしているところでございます。</p> <p><b>【医療政策局長】</b></p> <p>地域医療再生計画の見直しについてでございますが、再生計画は、それぞれの地域における医療の現状や課題を踏まえ、地域医療の再生に向けて、医療機関の機能強化など、具体的な解決策を盛り込んでおりまして、各圏域の市町村や医療関係者で構成をする再生計画に関する委員会において検討され、北海道総合保健医療協議会における協議や国の有識者協議会における審議を経まして、道が策定したものでございます。</p> <p>道立病院につきましては、現在、検討委員会の意見に対する地元市町村等からの意見を伺っているところであり、こうした意見を踏まえ、医療事情の変化などにより、再生計画に掲げた目標を達成するため、事業内容の見直しが必要となる場合には、再生計画に関する委員会において議論をいただき、その後、必要な手続きを経て、計画内容の変更などを行うことになるものと考えているところでございます。</p>
<p><b>(2-再) 再生計画と病院事業改革プランの整合性について</b></p> <p>今のお答えによりますと、事業内容の見直しが必要となる場合には、再生計画に関する委員会において議論をし、その後、必要な手続きを経て、事業内容の変更などを行うということでありまして、仮にそのような事態が起きた場合には、いつ頃までに手続きを行わなければならないのかお聞かせください。</p> <p><b>3 今後の進め方について</b></p> <p>今後の進め方についてということなんですが、例えば、検討委員会からの報告書の中で、道立北見病院については北見赤十字病院との役割分担と連携を一層強化し、一体的な医療提供体制の構築に向け、北見病院の整備を図る必要があると書かれております。</p> <p>このことを踏まえると、北見赤十字病院との連携を強化し、一体的な医療提供体制の構築に向け、道立北見病院を移転改築することも想定できますが、その場合、地域医療再生計画については、見直しが必要と考えられます。</p> <p>再生計画は、平成25年までの計画であると承知しておりますが、計画の期限を考えますと、改革プランの策定と再生計画の見直しは、同時に行っていかなければ間に合わないと考えますが、所見をお聞かせください。</p> <p>また、こうしたことを含めて、道として今後、どのように取り組みを進めていくつもりなのかお聞かせください。</p>	<p><b>【医療政策局長】</b></p> <p>地域医療再生計画の見直しについてでございますが、次期改革プランの策定に伴い、再生計画の見直しが必要となった場合には、再生計画に関する委員会や北海道総合保健医療協議会での協議を経て国に対し変更申請などを行うこととなり、こうした手続きにつきましては、年内に行う必要があるものと考えているところでございます。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>今後の取り組みについてでございますが、平成25年度からの次期改革プランにつきましては、現在、検討委員会からの意見をもとに、地元市町村や関係団体の意見も伺いながら、素案の取りまとめに向けて検討を進めているところでございます。</p> <p>こうした中、地域からの意見により、地域医療再生計画で定めた事業内容の見直しが必要となる場合には、再生計画に関する委員会において議論をいただき、その後、必要な手続きを経て、計画内容の変更などを行うことになるものと考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、次期改革プランの策定により、再生計画の見直しが必要となった場合にも、事業の実施に著しい遅れが生じることのないよう、双方の整合を図りながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。</p>
<p>質問としては終わりますが、一点、資料請求させていただきます。</p> <p>道立病院にかかることもありますし、それ以外にもあるんですけど、改革プランの中での、コンサルからの提言の中でもですね、医育大学との協力が言われておりますが、私の地元の病院もそうでありまして、他の道立病院もそうだと思うんです</p>	



質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>が、定足数を満たすだけの医師が確保されていないという状況があります。</p> <p>ここの中ではですね、札幌医大からの医師派遣というのが大数を占めている状況だと思うんですけども、医育大学側もですね、なかなか思うように医師確保が図られないという事情があることは承知しておりますけれども、つい最近も苫小牧市内で札幌医科大学の麻酔科の医師が引き揚げをされたというお話を聞きました。</p> <p>それで、ここ数年分で結構ですから道内の医育大学、なかなか北大と旭医の方はわからないかもしれませんで、せめて札幌医科大学の分だけでも結構ですから、派遣先の状況についてお調べをいただいて是非、その状況についてですね、委員会に報告いただきたいということを求めさせていただきますので、委員長においてよろしくお取り図らいのほどお願いいたします。</p>	